

### 教育訓練給付金（父子家庭の父も対象）

指定教育講座受講者に、経費の20%を支給します。  
(4千円以下でないこと。10万円が上限)。

- **指定教育講座**
  - ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
  - ・別に定める就業に結びつく可能性の高い講座

- **支給条件**
  - ①児童扶養手当を受給、もしくは同等の所得水準の町内在住者
  - ②雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない人
  - ③教育訓練を受けることが適職につくために必要な人

※必ずしも必要としない教材費や希望による訓練などの費用は除く  
※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

☎ 県西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

### 高等技能訓練促進費（父子家庭の父も対象）

資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間（上限2年）支給します。

- **対象資格**
  - 看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など ※講座等の申し込み前に必ずお問い合わせください。

- **支給条件**
  - ①児童扶養手当を受給、もしくは同等の所得水準の町内在住者
  - ②養成機関で2年以上修業し、資格取得が見込まれる人
  - ③仕事または育児と、修業の両立が困難な人

- **支給額**
  - 課税世帯……7万5千円 非課税世帯……10万円
  - ※修了後一時金の支給あり(H20.4月以降入学者対象)

☎ 県西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

### 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母および寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため、必要な資金の貸付を行います。  
申請用紙は子ども支援課にあります。

- **対象者**
  - ・母子家庭のお母さんで20歳未満の子を養育している人
  - ・父母のいない20歳未満の子
  - ・寡婦（現在子を扶養していない場合、所得制限有）

- **貸付内容**
  - 事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚（子）
  - ※申請→面接→審査→貸付適否決定

☎ 県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6800

### ファミリーサポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。(月1万5千円が上限)

- **申請の手続き**
  - 登録申請→認定→助成申請→決定振込 ※所得制限はありません
  - ☎ 県西部母子福祉センター ☎ 243

### ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭、父子家庭、親のいない子どもを育てている養育者家庭、母（父）に一定の障がいがある家庭の医療費（保険診療分）の一部を助成する制度です。

- ※所得制限有（右ページ児童扶養手当の所得制限額を参照）
- ☎ 県西部母子福祉センター ☎ 243

### 児童扶養手当受給者優遇制度

JR 通勤定期乗車券の割引制度、ニュー福祉定期貯金、新マル優制度などがあります。

- ☎ JR 割引制度…子ども支援課児童福祉担当 ☎ 243
- ☎ 福祉定期（郵便局）・新マル優制度（各金融機関）

### 母子自立支援プログラム策定事業（父子家庭も対象）

「自立・就労」に向けてハローワーク等と連携を図り、母子自立支援員が個別に面接を実施し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定します。

- **対象者**
  - 児童扶養手当受給者で、健康で修業意欲はあるが、スキルの身に付け方、ハローワークの利用方法などでお悩みの人

その他、さまざまな相談に応じ、問題解決に必要な援助を提供しています。例：女性弁護士による法律相談（予約制、1人30分、月2回、無料）

☎ 県西部母子福祉センター ☎ 049-283-7991

### ひとり親家庭等応援講座（母子、父子家庭対象）

一人で子育てをしている求職者の人が優先的に受講できる職業訓練を実施。託児サービス（原則利用料無料）も有。

- **対象者（先行で優先される人）**
  - ハローワークに求職申し込みを行っており、自立支援プログラム対象者。もしくは就労経験のない、または経験に乏しい人

☎ 県産業労働部人材育成課委託訓練・連携推進担当 ☎ 048-830-4601

☎ 所沢ハローワーク ☎ 04-2992-8609

### 就労支援

ハローワーク内（所沢・川越・大宮・川口・越谷・熊谷）では、マザーズサロン・マザーズコーナーを設け、子育てをしながら就労をめざす人をサポートします。

☎ 各ハローワーク（所沢マザーズコーナー ☎ 04-2993-5334）

# ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭に対し、さまざまな支援制度があることをご存じでしょうか？  
多くの人に制度を知っていただくことで  
必要な人に必要な支援を……



## ひとり親家庭の現状

ひとり親家庭では、ひとりの親が家計を支えながら、子育てや家事も行わなければならないため、さまざまな点で困難が生じます。母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯。また、母子家庭の母自身の平均年収は223万円（うち、就労収入は181万円）、父自身の平均年収は380万円（うち、就労収入は360万円）と推計されています。  
(平成23年度全国母子世帯等調査による推計)

### 児童扶養手当（父子家庭も対象）

問い合わせ ☎ 県西部母子福祉センター ☎ 243

父母の離婚などで、父または母と生計を同じにしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象（一定の障がいがある場合は20歳未満）

子ども1人の場合の月額		子ども2人以上の加算額 2人目:5,000円。 3人目以降:3,000円(1人)
全部支給	手当額	
全部支給	41,020円	
一部支給	41,010～9,680円	

### 所得制限額

扶養親族等	本人		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人	171万円	344万円	388万円

※養育費の8割は所得に加算されます。

### ⚠ 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当を受給されている人は、前年の所得等の状況と8月1日現在の受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知します。なお、現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。(特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。)

提出期限：8月1日(金)～29日(金)（土、日曜日を除く）8:30～17:15まで ※8月2日(土)は8:30～正午まで

その他、家庭の問題や子育ての悩み、就労などの不安がありましたら一人で悩まずにご相談ください。  
解決方法など一緒に考えます。 ☎ 049-258-0055（子ども何でも相談 ☎ 049-258-0055（子ども支援課直通ダイヤル）